

行政制度調整表

専門部会	6	上下水道部会	分類	1	下水道料金体系
分科会	2	下水道分科会	調整項目	18	受益者負担金の延滞金、督促、滞納処分

中条町担当	上下水道課	管理係	担当者名	
黒川村担当	建設課	下水道係	担当者名	

現況			調整方針	備考																				
記載事項	中条町	黒川村																						
延滞金	1 納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から、1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額。 2 負担金額に1,000円未満の端数があるとき、又は負担金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 3 延滞金の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	なし	現行のとおりとする。																					
督促手数料	1 督促状の発行 納付期限後20日以内 2 督促手数料 督促状1通 100円																							
滞納処分	1 督促状、催告書の発行 2 水道料金と合わせて徴収(水道の供給停止)																							
	1 国税滞納処分の例による。																							
関係法令等	中条町下水道事業受益者負担に関する条例 中条町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 中条町督促手数料及び延滞金徴収条例		<table border="1"> <tr> <td colspan="3">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース		財政への影響額			単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
財政への影響額			単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																					
中条町																								
黒川村																								
計																								